

取調べにおける偽計の利用と供述意思決定分析

大角洋平*

- I はじめに
- II 偽計をめぐる議論
- III 偽計と供述意思決定
- IV 情報提供のあるべき姿：(半)分離状態と集約状態

I はじめに

1. 研究の目的

本論文の目的は、供述採取手段の多様化に向けて、取調べにおける偽計（虚偽の情報提供）の限界及び偽計により得られた自白の証拠能力を「供述意思決定」という視点から考察する点にある。

被疑者は、取調べの場において、捜査官から与えられた情報を一定の枠組みで処理して意思決定を下す。例えば、捜査官は、目撃供述や科学的証拠等の情報を伝える。これを受け、被疑者は、自らが有する知識等を利用し、当該情報により最終的に示したい事実が真実であるとどれほど信用するかを決める（情報の信用性計算）。そして、信用した場合と信用しなかった場合とでいかなる帰結が生じるのかを分析し、供述するかしないか、するとすればいかなる内容の供述を行うかを決める（期待利得の計算）。捜査官が、故意に虚偽事項を伝えた場合も、被疑者は先と同様に、その情報が最終的に示したい事実が真実であるとどれほど信じるかを決めて、信用した場合と信用しなかった場合とでいかなる帰結が生じるのかを分析しながら供述意思決定を行う。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第2号 2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 愛知学院大学法学部准教授

すなわち、被疑者は提供された情報への信用度を決定し、それぞれの帰結を比較衡量しながら意思決定を下すのであり、その意思決定の構図自体は、嘘が伝えられた場合も真実を伝えられた場合も変わらない。供述意思決定の本質は、被疑者が情報をどう解釈し、どのような帰結を予測するかというプロセスにある。そのため、取調べにおける偽計の問題は、単に偽計それ自体の是非にとどまらず、取調べにおいてどのような情報提供が望ましい供述意思決定につながるかという情報提供一般の問題として捉えることができる。このような視点に立つことで、偽計を含む取調べ全般の妥当性を一貫した理論的枠組みで評価することが可能となる。

本論文では、このような供述意思決定モデルを前提に、取調べの場においてどのような情報提供であれば許容されるのか、そして偽計により得られた自白の証拠能力はどのような枠組みで判断されるべきかを提案する。

本論文の結論は、次の2点に集約される。第一に、客観的事実に合致する情報提供も虚偽自白を生じさせるリスクが存在する以上、虚偽自白の発生のみを理由に偽計の利用を禁ずるのは難しいことを指摘する。第二に、偽計により得られた自白の証拠能力が肯定されうるケースとして、以下の三類型を提示する。①供述意思決定に影響を与えない種類の嘘（例：嘘の格言の引用等）の利用、②真犯人のみが反応し、無実の者は反応しないような分離状態を生じさせる嘘（例：秘密の暴露を誘導する虚偽情報）の利用、③真犯人も無辜も自白を行う集約状態を生じさせる嘘であっても、無辜と真犯人との事前選別がなされている場合を挙げる。

2. 研究の必要性

このような研究の必要性は、供述獲得手段の多様化と紐付けられる。現状、取調べの場において許される手段が、協議・合意制度の利用及び捜査官による説得である。しかし、協議・合意制度は導入されたものの利用実績は少なく、説得活動も捜査官が熱心に行ってしまうがゆえに供述強要に該当するような態様になりがちな点で問題がある。そうだとすれば、これらとは異なる供述獲得手段として、自己負罪型司法取引の導入や黙秘した事実からの不利益な推論を許容することも考えられる。しかし、供述採取手段としてそれぞれ課題を有するため¹⁾、別の方

法を模索する必要がある。そこで供述獲得手段の一つとして、捜査官による嘘の利用が考えられる。本論文は、供述獲得手段の多様化に向けた一助として偽計の問題を取り上げたい。

3. 研究の方法

このような問題に対し、本論文では、被疑者の供述意思決定と偽計がもたらす社会的厚生をそれぞれ簡単な数式で表すことでアプローチしたい。被疑者の供述意思決定には様々な要素が介在している。しかし、その複雑な意思決定を数式という形で整理すれば、議論の見通しは良くなるはずである。以下では、先行研究がどのように議論をしてきたのかを整理し、問題の所在を明らかにしたい。

II 偽計をめぐる議論

意図的に虚偽の事項を伝えて被疑者を錯誤に陥らせ、自白を得た場合、その証拠能力が否定されるのか、否定されるとすればどのような理由からかというのが「偽計」の問題として扱われてきた。かつては嘘の利用が奨励されていた²⁾ものの、判例により偽計により得られた自白の証拠能力に制限がかけられるに至った。

リーディングケースである昭和45年判決³⁾では、「捜査手続といえども、憲法の保障下にある刑事手続の一環である以上、刑訴法一条所定の精神に則り、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ適正に行なわれるべきものであることにかんがみれば、捜査官が被疑者を取り調べるにあたり偽計を用いて被疑者を錯誤に陥れ自白を獲得するような尋問方法を厳に避けるべきであることはいうまでもないところであるが、もしも偽計によつて被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、右の自白はその任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定すべきであり、このような自白

-
- 1) 例えば、自己負罪型司法取引については、清水拓磨『自己負罪型司法取引の問題』（2022年、成文堂）、不利益推認については拙著『黙秘権の機能的分析』（2025年、日本評論社）がそれぞれ問題点を指摘している。
 - 2) 青柳文雄『全訂刑事訴訟法理論（下巻）』414頁以下（立花書房、1954年）。
 - 3) 最大判昭和45年11月25日刑集24巻12号1670頁（LEXDB文献番号27760926）。

を証拠に採用することは、刑訴法319条1項の規定に違反し、ひいては憲法38条2項にも違反するものといわなければならない」と指摘する。そのうえで、「偽計によつて被疑者が心理的強制を受け、虚偽の自白が誘発されるおそれのある疑いが濃厚」として、自白調書の任意性に疑いがあると述べる。

この一節からは、偽計に関しては自白法則の趣旨が複合的に関わることが示唆される。「厳に避けるべき」、「心理的強制」という文言は、違法排除説あるいは人権擁護説に近い視座を示す。他方、虚偽自白が誘発される虞を指摘し、その虞を検討しなかった点について審理不尽の違法があると宣言したことに着目すると虚偽排除説的な理解と親和的な判断だといえよう⁴⁾。

刑事訴訟法上の自白法則の趣旨が複合的に妥当するのだとしても、その複合的な趣旨をどのように整理し、判断枠組みへと落とし込めるかが課題となる。以下では、供述意思決定及び社会的厚生関数を簡単な数理モデルとして示すことで、この複合的な趣旨を整理したい。

Ⅲ 偽計と供述意思決定

まずは、取調べにおいて、捜査官から情報提供を受けた被疑者の供述意思決定をモデル化しよう⁵⁾。先に無実の被疑者の意思決定をモデル化し、次に真犯人の被疑者を取り上げよう。なお、以下では弁解と黙秘を同じ選択肢として扱うことにする。なぜならば、いずれも「自白しない」という点で機能的に同視できる上に、関心の対象はいかなる場合に（虚偽）自白を行うかであって、黙秘または弁解のいずれを選択するかは関心の対象外だからである。そして、取調べにおけるプレイヤーは、被疑者と捜査官の2人と仮定する。以下では情報提供一般について論じ、次に情報提供の特殊ケースである偽計を検討する。

4) 議論を整理したものとして、田淵浩二「判批」大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選（第11版）』160頁以下（2024年）。

5) 一般的な供述意思決定に関しては、Yueran Yang et al., *The interrogation decision-making model: A general theoretical framework for confessions*, 41 LAW & HUM. BEHAV. 80 (2017) によるモデルがあるが、本論文では、情報に対してどのように反応するかをモデル化したものである。

1. 情報提供と供述意思決定の構造

(1) 無実の被疑者の供述意思決定

取調べにおいて、最初に捜査官から被疑者に対して情報提供を行うものとする。例えば、「共犯者とされる A は自白しており、あなたが共犯者だと述べている」や「目撃者があなたを目撃したと述べている」といったものを想定する。

次に、無実の被疑者は、こうした情報提供を受けて黙秘・弁解又は虚偽自白のいずれかを選択する。なお、ここではどのような選択が選ばれるかが分かれば良いため、弁解内容や虚偽自白の具体的内容には触れない。

そして供述意思決定を分解すると、2段階の計算が行われているとモデル化できる。第一段階が、提供された情報によって最終的に示したい事実が真実であるとどれほど信用するか決定であり、第二段階が各帰結の期待利得の計算である。各段階をそれぞれ追っていこう。

供述意思決定の第一段階が、情報の信用性計算である。人は一般に、会話相手が提供する情報をどれほど信用するかを計算しているはずである。例えば、家電量販店等にて店員から提供された情報をどれほど信用するかを計算しているだろう。それと同様に、捜査官が提示する情報はどれほどに信用できるかどうかを（無意識のうちに）計算しているはずである。間違っことを述べてはいないか、誤解していないか、誇張や嘘を述べていないかを計算するはずである。

供述意思決定の第二段階が、各帰結の期待利得の計算である。捜査官の話を利用した場合としなかった場合とで場合分けをし、自らが取りうる各選択の期待利得を計算するはずである。この2段階の意思決定を簡単な数式で示していこう。

(2) 情報処理過程のモデル化

捜査官が提供する特定の情報 i により最終的に示したい事実が真実であると被疑者が信用する程度を信念 $\mu_i (0 \leq \mu \leq 1)$ と表す⁶⁾。このとき、「信用できない（嘘または誤りと考える）」とする信念は $(1 - \mu_i)$ と表せる。この μ_i の値は、被疑者が有する情報・知識 (*information*)、被疑者の知的能力 (*Ability*)、被疑者

6) 例えば、第一番目に提供された情報が、目撃証言だとすると μ_1 と示せる。

の性格 (*Personality*) とその他の影響要因 (ϵ) 等の外的な要因によって決まると仮定できる。すなわち μ_i は次式のように表せる。

$$\mu_i = \mu_i(\text{information, Ability, Personality, } \epsilon)$$

例えば、自身の記憶と一致する内容を捜査官から伝えられる場合は、 μ_i は高い値をとる。逆に、自分の知っている事実と明らかに異なる内容を伝えられたり、疑り深い性格であったりする場合は、 μ_i は低い値をとる。以下では、簡略化のために i を省略する。

次に、期待利得の計算をモデル化する。捜査官から与えられた情報によって最終的に示したい事実が真である (客観的事実と一致している) 場合の主観的有罪確率を P_T とする。逆に偽であった (客観的事実と一致していない) 場合の主観的有罪確率を P_F とする。 P_F は、当該情報を除いた現時点での有罪確率を意味する。なお、有罪確率は $0 \leq P_F < P_T < 1$ とする。これは、ある証拠が存在する場合は、存在しない場合と比べて有罪確率が高いという当然のことを意味している。

制裁の大きさを、例えば、 -50 としておこう。

さらに、自白した場合には量刑が緩和されるとして、その残刑率を δ とする。 $\delta=1$ のときは自白をしても減刑されていないことを意味し、 δ の値が 0 に近いほど、減刑されていることを意味する。

このとき、黙秘又は弁解の期待利得は

$$-50\mu P_T - 50(1-\mu)P_F$$

と表わすことができる。

他方、(虚偽) 自白の期待利得は、

$$-50\mu\delta - (1-\mu)50\delta = -50\delta$$

となる。

したがって、無実の被疑者にとって黙秘・弁解が望ましいときとは、黙秘・弁解の期待利得が虚偽自白の期待利得を上回るときである。すなわち、

$$-50\mu P_T - 50(1-\mu)P_F \geq -50\delta$$

を満たすときである。両辺を -50 で割って整理すると、

$$\mu(P_T - P_F) + P_F < \delta$$

となる。左辺は、 $P_T - P_F$ が正の値を取ることから μ の増加関数である。

このモデルから得られる示唆として (a) いかなる信念を抱いた場合にどのような意思決定をするのかという供述意思決定の閾値 μ^* 、(b) 虚偽自白の発生条件、(c) 意思決定に直接影響する要因の同定、(d) 供述意思決定の惹起が挙げられる。

2. モデルの示唆 (a) : 供述意思決定閾値 μ^*

先の式をさらに整理すると、信念に応じた意思決定がわかる。黙秘又は弁解を選ぶ場合とは、

$$\mu < \frac{\delta - P_F}{P_T - P_F}$$

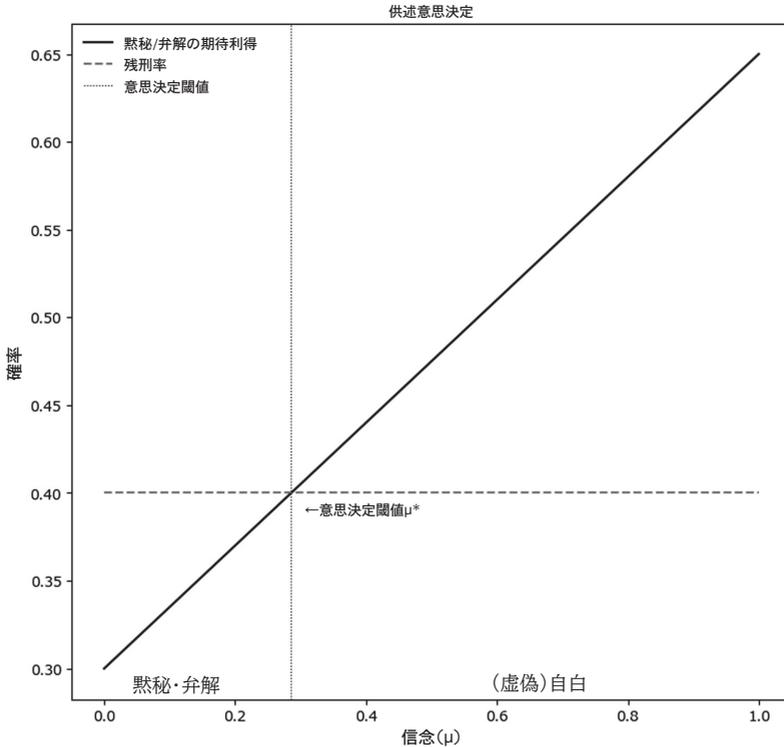
と表わすことができる。他方、 $\frac{\delta - P_F}{P_T - P_F}$ よりも大きな信念 μ を抱く場合は虚偽自白を選ぶと整理できる。したがって、 $\mu^* = \frac{\delta - P_F}{P_T - P_F}$ を供述意思決定の閾値とみなせる。横軸に信念 μ 、縦軸に確率及び残刑率 δ を取り、 $\mu (P_T - P_F) + P_F$ を直線として示した次の図から、供述意思決定の閾値がどこに位置するかが視覚的に示される。

閾値の基になった $\mu (P_T - P_F) + P_F < \delta$ の意味を確認しながら、無実の被疑者の行動を整理しよう。

自白の残刑率が $\delta = 1$ (減刑なし) の場合は、自白による利得がないため、自白は選ばれない。左辺の式が μ の増加関数であり、たとえ $\mu = 1$ であっても左辺の値 P_T が 1 未満であることから、どんな P_T と信念 μ の組み合わせでも黙秘・弁解が最適な行動となる。

他方、自白の残刑率 δ が 1 未満の場合 (減刑あり) は、被疑者の信念 μ の値、捜査官が提供する情報が真であった場合の有罪確率 P_T および真でない場合 (あるいは現時点) の有罪確率 P_F が供述意思決定に影響を及ぼすことになる。

このように①残刑率 δ 、②現時点での有罪確率 (P_F)、③当該証拠が真である場合の主観の有罪確率 (P_T) によって決まる意思決定閾値 μ^* に対して、④捜査官が提供する情報が最終的に示したい事実が真実であると被疑者が信用する程度である信念 μ の値に応じて、供述意思決定の内容が定まる。



3. モデルの示唆 (b)：虚偽自白の発生条件

先に導出した式からは、虚偽自白の発生条件が分かる。①提供する情報が最終的に示したい事実が真実であった場合の有罪確率 (P_T) が高いこと、②自白した場合の残刑率 δ が低いこと (自白による減刑が大きいこと)、③捜査官から提供する情報を信用する程度 (信念) が高いことが挙げられる。いくつかの例を考えよう。

「歴史上の人物 X が『犯罪はすべて明らかになる』と言っていた」という真実の情報提供は、およそ①②③に影響しないため、供述意思決定は情報提供前後で変わらない。

これに対して、「担当捜査官はみな、物理学の修士号の取得者である。本事件で用いた解析手法 Y は、近年開発されたものである。この手法により、あなた

が犯行現場に居たことが明らかになった」と科学的証拠とともに捜査官の能力も併せて提示されたとき、「捜査官の能力」に関わる事情は、③信念 (μ) として考慮されることになる。学位という権威に影響される性格 (*Personality*) の持ち主や、科学的リテラシーの低い者 (*Ability*) は、捜査官への信頼 μ を高めることになると考えられるからである。先とは異なり、供述意思決定に変容をもたらし、虚偽自白のリスクが引き上がる。

また、「自白をすれば、起訴猶予も考えられるし、起訴されたとしても精々罰金相当だろう」という情報提供は、②残刑率 (δ) の低さ (すなわち制裁の大幅な割引) を期待させるものである。特に、この情報提供者が起訴・不起訴の権限を有する検察官から行われる場合は、権限を有していない警察官からなされた場合と比較すると、権限配分の在り方を知っている被疑者 (*Ability*) は、その提供された情報が真実であるという③信念 (μ) を高めるだろう。そのため、意思決定閾値 (μ') ラインが左にスライドする一方、捜査官の話が真実であるとして信用する信念 μ が1へ近い値を取るようになり、虚偽自白が選択されるリスクが増加する。

「犯行現場からあなたのDNA型と一致する体液が検出された」というDNA型鑑定等の科学的証拠に関する情報提供は虚偽自白リスクが高い。高い精度で犯人の同定ができると認識されている科学的証拠は、被疑者に①高い主観的有罪確率 (P_T) をもたすために、意思決定閾値 μ' は左にスライドする。他方、「科学」という権威の存在は、被疑者のリテラシー (*Ability*) を経由して、③捜査官の提供する情報が最終的に示したい事実が真実であるという信念 (μ) を高めるために、虚偽自白が選択されるリスクが増加する。

このように①②③に関わる情報提供が無実の被疑者を虚偽自白へと誘引し、これらと結びつかない情報は意思決定に影響を及ぼさない。取調べにおける通常の情報提供にも、程度の差はあれど、虚偽自白を引き起こすリスクは潜んでいるのである。また、この式からは捜査官の主観的事情と情報の真実性という要因は、供述意思決定に直接の影響を有していないことも明らかとなった。その理由を説明していこう。

4. モデルの示唆 (c) : 供述意思決定への直接的な影響要因

(1) 捜査官の主観的事情と被疑者の供述意思決定

まず、自らの事実認識とは異なることを述べようとしているという捜査官の主観的事情の存在は、被疑者がその意図の存在を認識できない以上、被疑者の供述意思決定に影響を及ぼさない。主観的事情の存在は、ある言説を嘘と評価し、否定的評価を下すための事情に過ぎない⁷⁾。

このような理解は、心理学の嘘の定義とも親和的である。嘘に対しては「①発言が事実と違う、②発言が事実と違うことを話し手自身は知っているが、聞き手は知らないと思っている、③聞き手に『発言は事実だ』と信じさせたい“意図”がある」という3つが揃ったものという定義や⁸⁾、「意図的に相手をだますような、真実でない言語的陳述」⁹⁾という定義が与えられている。嘘の定義に共通するのが、①虚偽のことを述べたという虚偽性と、②相手の信念を操作しようとする意図性の存在である¹⁰⁾。虚偽性と意図性を事情に、当該言説を嘘と評価し、それを非難しようとする。しかし、被疑者はその意図を知りえない以上、供述意思決定に影響しないのである。

7) 被疑者が何らかの理由で捜査官の騙す意図を察知した場合には、その主観的意図も被疑者の知識という要素を媒介に、信用性 μ の形成要素となりうるが、これは極めて稀な状況である。

8) 子安増生ほか監修『有斐閣現代心理学辞典』50頁〔林創〕(有斐閣、2021年)。

9) Robert Hopper & Robert A. Bell, *Broadening the Deception Construct*, 70 Q. J. SPEECH 288 (1984).

10) 村井潤一郎『発言内容の欺瞞性認知を規定する諸要因』9頁以下(北大路書房、2005年)。ほかに、ある言説が嘘と評価されるためには、①虚偽の意識、②騙す意図、③騙す目的という特徴を備えている必要があると指摘するものもある。渋谷園枝=渋谷昌三「嘘の発生とその展開」山梨医大紀要13巻41頁(1996)参照。このことは、心理学者のPetersonによる調査研究の例からも分かる。少年がボールを投げて遊び、窓を割ったとする。このとき、父親から「ボールを蹴って窓を割っただろう」と聞かれたので、「ボールを蹴って窓を割ったわけではない(投げて割ったから)」と答えた場合を考えよう。発言そのものは客観的事実に即したものであるが、父親を欺こうとする意図がある。このような少年の発言を「嘘」と評価するかを判断する際に、少年の主観的事情が機能しうるのである。Candida C. Peterson, *What Is a Lie? Children's Use of Intentions and Consequences in Lexical Definitions and Moral Evaluations of Lying*, in CHILDREN'S INTERPERSONAL TRUST 5 (Ken J. Rotenberg ed., 1991).

(2) 情報の真実性と被疑者の供述意思決定

情報の真実性は、被疑者が有する情報と相まって、捜査官の提供する情報が最終的に示したい事実が真実であるとの程度信用するかという μ の要素に還元されるにとどまり、意思決定に間接的な影響しか与えない。被疑者は、提示された情報が「真実かどうか」そのものを確かめる手段を持たない。捜査官との間には情報の非対称性が存在しており、被疑者が得られる情報は一部に限られる。そのため、提示された情報が被疑者の知識や経験と整合的であれば、それを信用する(μ が高まる)が、逆に、整合しなければ信用しないというだけに過ぎない。

そして、供述意思決定モデルは、情報が提供されることで被疑者の意思決定が引き起こされるという、見落とされがちな取調べの性格をも明らかにする。これは取調べにおける情報提供のあり方、さらには偽計のあり方を考える一つの重要な要素であるため、これを最後に検討しよう。

5. モデルの示唆 (d) : 情報提供による供述意思決定の惹起

被疑者は、情報提供がなされるたびに、黙秘・弁解・自白といった選択肢の中から、最も期待利得の高い行動を選ぼうとする。このような意思決定は、たとえ被疑者がそれを無意識に行っていたとしても、情報提供がなければ発生しなかったものである。あらゆる情報提供は、それがどのような内容であれ、被疑者の現状認識を揺さぶり、新たな意思決定を促す契機となり、虚偽自白リスクをもたらししている。情報提供行為そのものが被疑者に意思決定を促すのである。

このように分析してみると、虚偽情報に限らず、真実の情報提供も程度の差はあれど虚偽自白を誘発するものであり、あらゆる情報提供は被疑者の虚偽自白を引き起こす危険性を有しているものといえよう。客観的事実に一致する情報提供でも残刑率や当該証拠がもたらす有罪確率によっては虚偽自白を行うこともあり、他方、客観的事実に一致しない情報提供でも(偽計が用いられても)、それを信用しなければ虚偽自白は行われぬ。

このような情報提供の危険性に鑑みると、一切の情報提供を禁ずるという立場を採用することも考えられる。しかし、先の条件は真犯人から自白が得られる条件でもあることから、問題は複雑なものとなる。

6. 真犯人の供述意思決定

供述意思決定の数式は、被疑者が無辜であるか、真犯人であるかに依存せずに適用される。無辜であれ、真犯人であれ、捜査官の話を信用するかどうかを考え、場合分けをして供述意思決定を行う。個々の変数の具体的な値は、各人の状態に依存するだろうが、同じ変数が用いられている。そして提供された情報によっては、真犯人が自白する場合も考えられる。

もし情報提供を完全に禁止してしまうと、真犯人を含めた被疑者からの供述獲得が難しくなる。ここに捜査上のジレンマがある。そこで、情報提供の在り方を論ずるには、情報提供によって真犯人の自白を引き出すという社会的厚生を増進分も考慮しなければならない。

IV 情報提供のあるべき姿：(半)分離状態と集約状態

情報提供の性質と供述意思決定の構造をこのように整理すると、偽計の問題は射程の広い議論、すなわち取調べにおいてどのような情報提供であれば許されるのかといった情報提供一般の在り方の問題と関わっていることが分かった。虚偽自白のリスクを理由に虚偽の情報提供(偽計)を禁止したとしても、なお誤った方向に意思決定を誘導しかねない真実の情報提供は残る。そうである以上、虚偽自白リスクという理由だけで虚偽の情報提供を規制しても問題の根本的な解決にはならない。むしろ情報提供一般をどの範囲まで許容するのかというより広範な問いに再構成して分析しなければ、一貫した理論枠組みを提示することができない。そこで本節では、取調べにおいてどのような情報提供が許されるのか(社会的厚生を増進するのか)という大きな問いに取り組みたい。

1. 情報提供一般がもたらす(半)分離状態

これまで取調べにおいて、情報提供の効果やリスクが明示的に分析されることは少なかった。その理由は、真実の情報提供であれば問題ないという暗黙の了解が存在し、通常の情報提供は、無実の者が黙秘・弁解し、真犯人が自白又は黙秘するという(半)分離状態を自然に形成するという期待があったと思われる。

例えば、事件 A の被疑者 X と事件 B の被疑者 Y に対して、それぞれ「現場で暴行を目撃した」という目撃証言が存在するという情報提供が捜査官から行われたとする。

被疑者 X が実際に犯行を行っていたとすると、目撃証言に加えて、他の証拠も存在している可能性を十分に認識しているはずである。目撃証言が存在しているという情報が真実であるとの高い信念 μ を抱き、かつ、目撃証言と他の証拠が相俟って主観的有罪確率 P_T を高く見積もることになる。

一方、被疑者 Y は無実であって犯行を行っておらず、他に証拠が存在しえないと認識していれば、「本当にそのような目撃証言があるのか」と目撃証言の存在を疑い、仮にあったとしても見間違いである可能性が高く、他の証拠の不存在とも相俟って、信念 μ と主観的有罪確率 P_T を相対的に低く見積もることになる。

このように、同じ情報提供であっても、真犯人と無実の者として主観的有罪確率 P_T の評価が異なるために供述意思決定閾値 μ^* に差が生じ、情報への信用性（信念） μ の値も異なるために、（半）分離状態が実現するといえる。このことを図示するために、以下では例として、パラメータを

$$P_{T_innocent} = 0.65$$

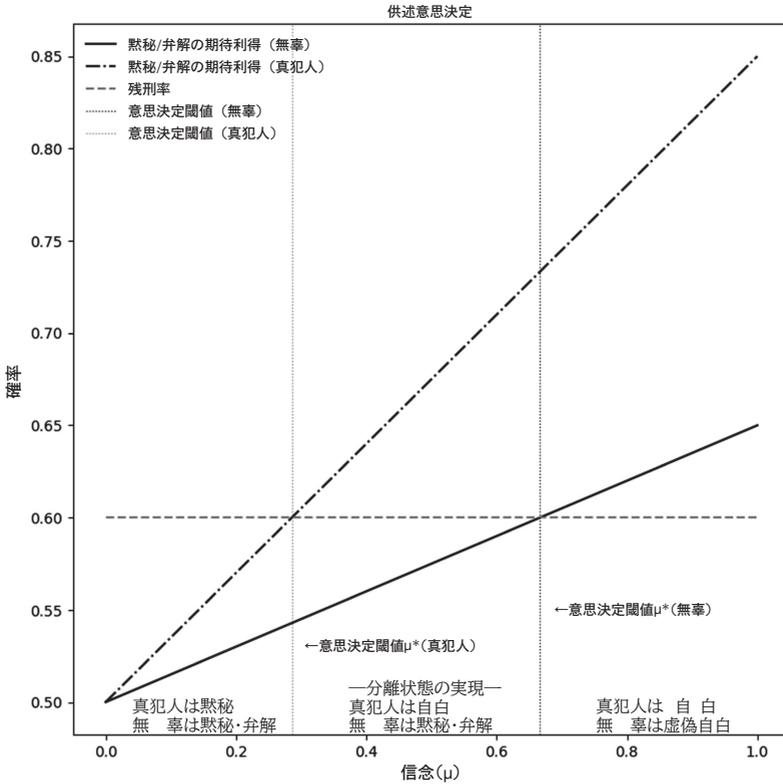
$$P_{T_guilty} = 0.85$$

と設定し、簡単のため捜査官が提供する情報が存在しない（＝虚偽であった）場合の有罪確率を共通して $P_F = 0.5$ とする。そして、残刑率 δ を 0.6 とする。このとき、黙秘・弁解を選択するような意思決定閾値はそれぞれ

$$\text{無辜の意思決定閾値 } \mu_{innocent}^* = \frac{0.6 - 0.5}{0.65 - 0.5} \doteq 0.67$$

$$\text{真犯人の意思決定閾値 } \mu_{guilty}^* = \frac{0.6 - 0.5}{0.85 - 0.5} = \frac{0.1}{0.35} \doteq 0.29$$

となり、真犯人の意思決定閾値ライン μ^* が無辜よりも左に来る。これは同じ情報提供に対して、無辜は黙秘・弁解を選択しやすく、真犯人は自白を選びやすいという分離状態の実現を意味する（なお、真犯人も無辜も黙秘するという状態が生ずることも含めて考えると半分離状態と呼べる。また真犯人は不利益推認が



禁止されているために、あえて虚偽供述をする確率は低いと考える)。

このように、虚偽ではない通常の情報提供は、一般的に、分離状態を引き起こすものと考えられるために、許容されると考えられているのだろう。

2. 集約状態をもたらすような情報提供と許容性

(1) 科学的証拠と集約状態

もっとも、DNA 型証拠のような犯人の同一性を高いレベルで証明する科学的証拠の場合は(半)分離状態を引き起こしにくい。それは、科学という権威の存在が、その情報が最終的に示したい事実が真実であるという信念 μ を高め、科学的証拠の弾効の難しさと証明力の高さから無辜も真犯人も主観的有罪確率 P_T

を高く見積もるからである。そうだとすると、無実の者も真犯人も自白をするという集約状態を引き起こしてしまう。被疑者の供述から、真犯人と無辜を区別することが困難となり、捜査の目的と反することから科学的証拠の存在を取調べにおいて提示することは許容されないようにも考えられる。

しかし、無辜の処罰が十分に抑えられており、真犯人の処罰が十分高い確率で実現できるのだとすれば、集約状態を引き起こすような情報提供も許容されると考えられる。このことをモデルとして表わしていこう。

(2) 事前選別・取調べ能率性・選別後虚偽自白リスクと集約状態

取調べにおいて情報提供を行うという行為には、冤罪と真犯人の処罰という利益が関わる。この構図をモデル化することで、望ましい情報提供のあり方を考えよう。

まず真犯人の割合(確率)を π 、無辜の割合(確率)を $(1-\pi)$ とする。そして、真犯人が自白を行う確率を C_G 、無辜が虚偽自白を行う確率を C_I とする。したがって、情報提供を伴う取調べ能率性を πC_G 、刑事司法システム全体の虚偽自白リスク(選別後虚偽自白リスク)を $(1-\pi)C_I$ と表わすことができる。

私たちは、この比 $\frac{\pi C_G}{(1-\pi)C_I}$ が一定の値 k を上回ることを要求する。すなわち

$$\frac{\pi C_G}{(1-\pi)C_I} \geq k$$

というように、取調べの能率性が、選別後虚偽自白リスクよりも十分に高い場合に情報提供を許容するものと考えられる¹¹⁾。

この式を基に、科学的証拠を提示する場合を考えよう。無辜も真犯人も自白を選択するという集約状態が生じるということは、 C_G と C_I が同程度の値を取ることを意味する。したがって k を超えるためには、 π と $(1-\pi)$ が重要となる。

集約状態を引き起こす科学的証拠の提示が許容される場合とは、十分に捜査が行われている場合だと考えられる。事前の捜査により、取調べ対象者が真犯人で

11) なお、選別後虚偽自白リスクが一定以上の場合は、いかに取調べの効率が高くとも、そのような情報提供を否定すると考えるとすれば、更に制約として $(1-\pi)C_I < \eta$ を加えれば良い。また、冤罪と真犯人の処罰のそれぞれに関わる費用・便益は、 k の値に関わる。

ある割合 π の値が大きくなり、無辜である割合 $(1-\pi)$ が低下するので、先の比率が基準 k を超えることが期待される。このような場合は、集約状態を生じさせるような情報提供であっても許容されると考えられる。

このように、情報提供の危険性は、情報の内容それ自体だけではなく、取調べ以前に行われた捜査活動の質と精度によって大きく左右される。すなわち、情報提供の許容性を判断するにあたっては、その情報もたらす状態の性質だけでなく、そこまでの捜査過程も視野に入れる必要がある。

そして、もし事前選別が行われていれば集約状態を引き起こすような情報提供も許容されるという理解からすると、情報提供の一種である嘘もどのような場合に禁じられ、許容されるのかも整理できるだろう。

3. どのような嘘ならば許容可能か

ここまで分析した枠組みを用いると、①供述意思決定におよそ影響を与えないような嘘、②分離状態を引き起こすような嘘、③集約状態を引き起こすが事前に選別されている場合の嘘、が許容されると考えられる。それぞれ説明していこう。

(1) 供述意思決定に影響を与えないような嘘

第一に、供述意思決定に影響を与えないような嘘は許容されると考えられる。例えば、「歴史上の人物 X が『犯罪はすべて明らかになる』と言っていた」という嘘を考えよう。この場合、その情報の真偽を問わず、被疑者の供述意思決定に影響を及ぼさないため、規律の範囲外の問題として位置付けられる。

(2) (半) 分離状態を生じさせる嘘

分離状態を生じさせるような嘘は、事前の捜査の程度とは関わらず許容されると考えられる。すなわち、当該事件の個性に鑑みると、そのような虚偽の情報を提供しても、真犯人と無辜とで、供述意思決定を異にすると想定できる場合は、嘘は許容されると考えられる。例えば、捜査官が「犯行現場付近に駐車場があり、犯人が使った車のタイヤ痕がくっきり残っており、タイヤの種類・特徴から車両の特定が進んでいる」という虚偽の情報を提供したとする。このとき、車で現場

に向かった真犯人は、自分の車のタイヤ痕が特定されることを予見し、自白に至る可能性が高まる。他方、無実の者は、車で現場に赴いておらず、「自分のタイヤ痕があるはずがない」と考えて、自白に至らないと考えられる。

(3) 集約状態を生じさせる嘘と事前の選別

他方、集約状態を生じさせるような嘘は、虚偽自白リスクが高まるために原則として許容されるべきではない。例えば残刑率に関する嘘や科学的証拠に関わる嘘が考えられる。

検察官から自白をすれば罪を大幅に軽くするという虚偽の情報は、無辜と真犯人も自白するという集約状態を引き起こすことになる。ただし、事前に捜査が行われているがために真犯人と無辜が十分に選別されている場合は、集約状態を生じさせる嘘も許容されると考えられる¹²⁾。

また、DNA型が一致したという科学的証拠が存在しているという嘘も、同様に集約状態を引き起こす。無辜であれ、真犯人であれ、科学という権威の存在が捜査官の話への信用度 μ を高め、それが真である場合の主観的有罪確率 P_T を高いものと見積もることになるためである。集約状態が生じるために原則として禁止されるべきであろう。

ただし、嫌疑が十分に高まっているのであれば、科学的証拠が存在しているという集約状態をもたらす虚偽の情報提供も許されるだろう。真犯人の割合 π が十分に高くなる結果、選別後虚偽自白リスクと取調べ能率性の比率が、一定の値 (k) よりも高いことが期待されるからである。ただし、虚偽の情報提供を行なって、自白を獲得したい場合とは、まさに証拠が不十分な場合であるのだから、科学的証拠の存在を示す虚偽の情報提供が利用可能な場面は少ないと考えられる。

なお、勾留審査を通じて篩い分けがなされているために、勾留中の被疑者に対して先のような虚偽の情報提供は許されるとも考えられる。しかし、勾留審査は対審構造ではなく、勾留審査時の証拠開示制度も存在しない。捜査官から提供さ

12) あるいは充実した防御活動が可能な制度的基盤があり、無辜と真犯人とでは主観的有罪確率が十分に異なっている場合は、反応を異にさせるために集約状態を引き起こさないため許容されることになろう。

れる疎明資料のみでは、真犯人である確率 π が高く、無実の者である確率 $(1-\pi)$ が低いことを担保することにはならない。したがって、勾留されている被疑者に対してであれば虚偽の情報提供が許される、ということにはならないだろう。

4. 判例の示唆と証拠排除

このように捜査官による嘘が許容される場面は、厳密に設定しておく必要がある。特に集約状態を生じさせるような嘘が濫用されると、許容できないほどに冤罪リスクが増加してしまうからである。逆に、厳密に計算された場面で偽計を用いることは、社会的厚生を増進に繋がる。その意味で、昭和45年判例が、違法排除説的理解と虚偽排除説的理解の双方を取り入れているように読めるのにも理由があったと思われる。

虚偽自白の誘発リスクという偽計の質的性格から、虚偽排除説的理解が必要となる。他方、その嘘も、利用場面を厳密に設定すれば無辜の処罰に比して多くの真犯人の処罰を確保でき、社会的厚生の向上にも繋がる。そこで、刑事司法システムとして選別後虚偽自白リスクと取調べ能率性の比率が一定以上になるように手続を構築することが求められる。このような偽計の量的性格から、違法排除説的理解が必要となるのだろう。偽計の有する二重の性格が、虚偽排除説と違法排除説の重量的適用を求めるのだと思われる。

以上の性格に照らすと、偽計により得られた自白の証拠能力を、刑事訴訟法第319条第1項「その他任意にされたものでない疑のある自白」として排除するかどうかは、単に嘘の性質のみならず、それまでの捜査過程あるいは刑事司法システム全体も考慮すべきだろう。

具体的には、任意性判断を行う際には、当該偽計が被疑者に与える一般的・類型的な心理影響に加えて、偽計が行われるまでに無辜と真犯人の選別を、その捜査過程あるいは刑事司法制度全体としてどれほど行ってきたのかという事情を考慮する必要があるだろう。すなわち、偽計が有する自白誘引力が高いほど、偽計が用いられるまでの無辜と真犯人との選別が高い水準で行われるべきであり、そのような条件を満たしている自白には任意性を認めることになろう。他方、偽計が有する自白誘引力が低いものであれば選別の水準が低くとも、当該自白に任意

性を認めることになる。

もっとも異なる理由から偽計を禁じることは考えられる。本論文の主張は局所最適化に過ぎず、全体最適化は担保されていない。例えば、偽計が認められる程度に応じて、捜査官は物的証拠収集活動の水準を変更することになるだろう。もし偽計の認められる余地が大きければ、捜査官が陥りがちな視野狭窄を物的証拠収集活動により是正する機会が縮減してしまうことにもなる。あるいは、嘘の利用が定着すれば、市民が捜査官を信用しなくなるかもしれない。捜査の在り方一般にまで目を向ければ、偽計を規制する余地は存在する。また、捜査官の話を用いるかどうかを検証しなければならなくなるために、その種の認知的負荷の増分に応じた規制も考える必要がある。さらに、自己負罪拒否特権又は黙秘権の保障根拠との関係も検討しなければならないだろう。

さらに、本論文の理解が、比較法的にはどのように評価されるかも検証する必要がある。紙幅の関係上紹介できなかったが、近時、アメリカの少年事件において偽計を禁ずる動向も存在し、そうした動向の背景には冤罪事件に偽計が密接に関わっていることが挙げられる。許容できる偽計とそうでない偽計の具体例や、偽計と誇張表現等の区別など、比較法の知見を用いて整理することが求められる¹³⁾。

13) 偽計一般について論じながら、少年に対する偽計の規制に関して州の立法動向等を整理したものとして、Gina Kim, *The Impermissibility of Police Deception in Juvenile Interrogations*, 91 *FORDHAM L. REV.* 247 (2022) がある。また、少年の脆弱性と偽計について取り扱ったものとして、Hayley Cleary et al., *How Trauma May Magnify Risk of Involuntary and False Confessions Among Adolescents*, 2 *WRONGFUL CONVICTION L. REV.* 173 (2021) がある。